

# 福岡市森林整備計画書

計画期間 自 平成22年4月1日  
至 平成32年3月31日

福岡県  
福岡市

# 福岡市森林整備計画書

自 平成22年 4月 1日  
計画期間  
至 平成32年 3月31日

福岡県  
福岡市

H 2 2 . 3

策 定

# 目 次

- 第1 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
  - 1 森林整備の現状と課題
  - 2 森林整備の基本方針
    - (1) 森林整備の基本的な考え方
    - (2) 森林整備の推進方向
  - 3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策
  - 4 森林施業の合理化に関する基本方向
- 第2 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
  - 3 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢
  - 4 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
  - 5 その他必要な事項
- 第3 造林に関する事項
  - 1 人工造林及び天然更新の対象樹種
  - 2 植栽本数その他造林の標準的な方法
    - (1) 人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数
    - (2) その他人工造林の標準的な方法
    - (3) 天然更新補助作業の標準的な方法
  - 3 伐採跡地の更新すべき期間
  - 4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
  - 5 その他必要な事項
- 第4 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
  - 2 保育の作業種別の標準的な方法
  - 3 その他間伐及び保育の基準
  - 4 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数
- 第5 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項
- 第6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
  - 1 公益的機能別施業森林の区域
    - (1) 水源かん養機能等維持増進森林
    - (2) 環境保全機能等維持増進森林
    - (3) (1)又は(2)のうち伐採方法その他施業の方法を特定する必要がある森林

- 2 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法
    - (1) 水源かん養機能等維持増進森林
    - (2) 環境保全機能等維持増進森林
    - (3) (1) 又は (2) のうち伐採方法その他施業の方法を特定する必要のある森林
  - 3 その他必要な事項
    - (1) 施業実施協定の締結の促進方法
    - (2) その他
- 第7 森林の保健機能の増進に関する事項
- 1 保健機能森林の区域
  - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
  - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
    - (1) 森林保健施設の整備
    - (2) 立木の期待平均樹高
  - 4 その他必要な事項
- 第8 森林施業の共同化の促進に関する事項
- 1 森林施業の共同化の促進方向
  - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
  - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 第9 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 1 林業に従事する者の養成及び確保の方向
  - 2 林業労働者及び林業後継者の育成方策
    - (1) 林業労働者の育成
    - (2) 林業後継者等の育成
  - 3 林業事業体の体質強化方策
- 第10 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 1 林業機械化の促進方向
  - 2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標
  - 3 林業機械化の促進方策
- 第11 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
- 1 作業路網等の整備の方向
  - 2 作業路網の整備計画
  - 3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画
- 第12 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

第13 その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林施業計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
  - (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項
  - (2) 上下流連携による取り組みに関する事項
  - (3) その他
- 6 その他

別表

別表1 公益的機能別施業森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定する森林の区域

付属資料

- (1) 福岡市森林整備計画概要図
- (2) 公益的機能別施業森林区域図
- (3) 森林施業の共同化の重点的实施地区

参考資料

- (1) 人口及び就業構造
- (2) 土地利用
- (3) 森林転用面積
- (4) 森林資源の現況等
- (5) 市町村における林業の位置付け
- (6) 林業関係の就業状況
- (7) 林業機械等設置状況
- (8) 林産物の生産概況

## 第1 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、福岡県の北西部に位置し、市域は341.11Km<sup>2</sup>で東西42.9Km、南北49.8Kmにわたって広がっている。北側を海に面した市街地及び耕地の背後には、本市随一の標高1,054mの背振山をはじめ、立花山、油山、西山、飯盛山及び高祖山等が連なり、その山並みを水源とする唐原川、多々良川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川及び瑞梅寺川等の中小河川が市内を貫流し博多湾に注ぎ込んでいる。

気象条件は、年平均気温17℃、年間平均降水量1,600mm前後で、山間部を除き雪はほとんど降らない。また、季節風等の影響により梅雨期、台風期を持ち、年間の気候の変化は比較的大きい。

本市の森林面積は11,054haで、市域面積のほぼ3分の1を占め、林産物の生産、国土の保全、水源かん養、環境の保全等多面的な機能の発揮を通じて134万市民の生活と深く結びついている。内訳は、国有林面積2,587ha(23.4%)、民有林面積8,467ha(76.6%)となっており、計画対象民有林面積は8,261haで、そのうち人工林面積は5,365ha(64.9%)、天然林面積は2,067ha(25.0%)となっている。また、民有林人工林面積の樹種別面積では、杉2,334ha、桧2,670ha、松308haとなっている。

しかし、近年の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材需要・価格の低迷、林業経営費の上昇等に起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐、枝打ち等の保育が適正に実施されない森林が増加しており、今後、除伐、枝打ち、間伐等の保育を適正に実施していくことが重要となっている。

また、齢級構成のピークは11齢級(人工林面積の18.1%)となっており、木材として利用可能な成熟した森林が多くなっているが、主伐林齢が高くなる傾向にあり、高齢級の森林についても、木材生産はもとより水源のかん養、国土の保全等の公益的機能増進の観点から引き続き間伐等の適切な整備を実施する必要がある。

本市の森林は、海岸線の松林から市街化区域に隣接した開発圧力の強い雑木林、地域住民の生活に密着した里山、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯及び広葉樹が林立する奥山の天然性の樹林帯まで多種多様な林分を構成しており、また、近年の自然環境に対する市民の意識の高まりや価値観の多様化に伴い、森林・林業に求められる機能・役割も多岐に及ぶようになってきていることから、次のような課題も生じている。

#### (1) 立花山山系

立花山を中心とする山系一帯は、杉・桧の人工林を中心に存しているが、山頂付近や人工林の間の所々には天然の大楠をはじめとする広葉樹林が分布するとともに、すそ野には長谷ダムがあり、当該一帯は気軽な市民の散策・憩いの場となっていることから、自然環境や景観に配慮した造林が求められている。

## (2) 油山山系

油山の北側斜面一帯については、保安林の指定とともに油山市民の森を中心として森林とのふれあいの場として市民に広く親しまれ、森林の保全が図られているが、北西部側から西側斜面については住宅地に隣接又は近接していることから開発圧力が強く、また、放置車両及びゴミ不法投棄などの森林保全等の対策が課題となっている。

## (3) 背振山・西山山系

他の地域に比べ標高が高く奥行きも深い。降水量にも恵まれ、昔から杉や桧の造林が積極的に行われてきた地域で、齢級構成も比較的高く、本市林業の核となる地域であるが、近年の林業を取り巻く厳しい情勢や林業従事者の高齢化等から、間伐や枝打ち等適切な保育を行われずに放置され荒廃した森林が増えつつあり、木材生産に加え、水源のかん養等の公益的機能の充実強化のためにも、適正な保育管理が求められている。また、伐期を迎えている林分も多く存するが、林道・作業路等の路網整備が遅れており、早急な林業生産基盤の整備が求められている。

## (4) 飯盛山・高祖山・叶岳山系

都市近郊に位置し、従前は地域住民の生活に密着した里山の役割を果たしていた森林も、現在では生活様式の変化から生活と林業が分離し、林業生産活動が低調となり、都市住民の身近な森林とのふれあいの場、林業体験・学習の場などとして親しまれている。また、都市近郊が故に山林へのゴミの不法投棄等の問題が後を絶たない。

## (5) 灘山山系

本市西部に位置し、海岸線に面した山は奥行きが浅く、シイ・カシ・タブ類を中心とした天然林と杉・桧等の人工林が混在する地域である。海洋性気候で冬でも比較的温暖でかつ年間の雨量が少ないことから、雑草の繁茂が著しく、植林後の下草刈りも10年以上行う山林も珍しくない。また、当該地域一帯の農業用水は、これら山系を源とするため池に依存しているとともに、市民からは海岸線等の自然と景観に調和した施策が求められている。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 森林整備の基本的な考え方

森林資源の状況、流域の自然的、社会経済的な特質、公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向等を総合的に勘案しつつ、機能に応じた望ましい森林資源の姿に誘導するよう育成単層林の保育・間伐の適切な実施、人為と天然力を組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然林的的確な保全・管理等により、多様な森林資源の整備を図ることとする。



## (2) 森林整備の推進方向

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林が特に発揮することを期待される機能に応じて、水源かん養機能又は土地に関する災害の防止機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき「水土保全林」、環境の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき「森林と人との共生林」、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき「資源の循環利用林」に区分して推進する。

## 3 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

### 「水土保全林」

水源かん養や山地災害防止の機能の維持増進を図る観点から、樹根や表土の保全のため一箇所当たりの伐採面積を小さくし、林木の旺盛な成長と下層植生の発達を確保するための適切な保育・間伐の促進、複層林施業や長伐期施業による高齢級・高蓄積森林へ誘導することを推進する。

### 「森林と人との共生林」

生活環境保全や保健文化の機能の維持増進を図る観点から、強風や飛砂等の遮蔽能力が強く、諸害に対する抵抗力の高い森林の植栽・保育・間伐の促進や良好な自然環境を保持し、動植物の生育・生息のための多種多様な樹種の導入を推進するものとする。また、このような機能を維持するため、伐採方法は択伐を原則とする。

### 「資源の循環利用林」

該当なし

## 4 森林施業の合理化に関する基本方向

県、市、個人等の森林所有者及び森林組合等が相互に連絡を密にし、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進、作業路等の整備及び木材流通・加工体制の整備などの林業諸施策を計画的かつ組織的に取り組み、森林施業の合理化を推進することとする。

第2 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

（単位：年）

| 地 域 | 樹 種 |     |    |                 |             |     |                   |           |
|-----|-----|-----|----|-----------------|-------------|-----|-------------------|-----------|
|     | すぎ  | ひのき | まつ | スラッシュマツ<br>テグマツ | その 他<br>針葉樹 | くぬぎ | ざつ・<br>その他<br>広葉樹 | アカシ<br>ア類 |
| 福岡市 | 35  | 40  | 30 | 20              | 30          | 10  | 15                | 8         |

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として森林施業、制限林の伐採規制等に用いるものであり、標準伐期齢に達した森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の立木竹の伐採に当たっては、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の区分に応じた適切な林齢において計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。

また、伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹林帯の設置等に努めることとする。

3 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢

（単位：年）

| 地 域 | 樹 種 |     |    |                 |             |     |                   |           |
|-----|-----|-----|----|-----------------|-------------|-----|-------------------|-----------|
|     | すぎ  | ひのき | まつ | スラッシュマツ<br>テグマツ | その 他<br>針葉樹 | くぬぎ | ざつ・<br>その他<br>広葉樹 | アカシ<br>ア類 |
| 福岡市 | 21  | 21  | 16 | 16              | 16          | 6   | 11                | 6         |

注) 下記の森林は除く

ア 保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林及び原生自然環境保全地域内の森林であって立木の伐採について、禁止され、又は伐採の年齢について制限のある森林

イ 特用林及び自家用林

ウ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分として4で定める森林

エ 試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

オ 森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林

カ 電気事業法第61条及び電気通信事業法136条に基づく伐採の対象となる森林

4 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分  
該当なし

5 その他必要な事項  
該当なし

### 第3 造林に関する事項

#### 1 人工造林及び天然更新の対象樹種

| 区 分       | 樹 種 名                                     | 備 考 |
|-----------|---|-----|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、ヒノキ、クロマツ、クヌギ、ケヤキ 等                     |     |
| 天然更新の対象樹種 | クロマツ、クヌギ、ケヤキ、クス、カシ類、<br>アカメガシワ、カラスザンショウ 等 |     |

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市担当課と相談の上、適切な樹種を選択することとする。

#### 2 植栽本数その他造林の標準的な方法

##### (1) 人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

| 樹 種 | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数 (本/h a) | 備 考 |
|-----|--------|------------------|-----|
| す ぎ | 密仕立て   | 3, 500           |     |
| す ぎ | 中仕立て   | 3, 000           |     |
| ひのき | 密仕立て   | 4, 000           |     |
| ひのき | 中仕立て   | 3, 500           |     |
| くぬぎ | 中仕立て   | 3, 000           |     |

注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市担当課と相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

##### (2) その他人工造林の標準的な方法

| 区 分    | 標 準 的 な 方 法  |
|--------|--|
| 地拵えの方法 | 雑草木を刈り払い、伐採木の枝条や刈り払った雑草木を斜面に一定間隔で整理する。                         |
| 植付けの方法 | 苗木の根が十分にはいる程度の大きさの植え穴を掘り、根をよく広げて埋め戻し、土と根が密着するように踏み固めて、丁寧に植栽する。 |
| 植栽の時期  | 2月～4月の間に植栽を行うものとする。  |

(3) 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区 分      | 標 準 的 な 方 法  |
|----------|--|
| ぼう芽による更新 | <p>目的樹種のぼう芽の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、ぼう芽しない箇所については補植を行う。</p> <p>なお、目的樹種の妨げとなる不用木については早めに除去する。</p> |

3 伐採跡地の更新すべき期間

- ① 伐採跡地の更新については、森林資源の造成とともに林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては、伐採後、原則2年以内に更新を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採後、おおむね5年以内に更新を完了するものとする。
- ② 天然更新によるものは、おおむね5年以内に更新を図るものとする。  
 なお、伐採後、おおむね5年を超えない期間を経過した時点で、更新完了の判断基準を用いて更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、更新補助作業または人工造林を行って更新の確保を図るものとする。  
 天然更新の完了についての判断基準は、県が別途定める判断基準に基づくものとする。
- ③ 保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽するものとする。

4 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森 林 の 区 域   | 備 考 |
|---|-----|
| <p>①すぎ又はひのき人工林の伐採跡地</p> <p>②自然条件から見て天然更新が可能な森林であっても、森林の有する公益的機能の高度発揮が求められ、天然更新では社会的要請（災害発生危険性等）に対応しがたいと認められる森林。</p> |     |

5 その他必要な事項

該当なし

第4 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

| 樹種  | 施業体系                 | 間伐を実施すべき標準的な方法(年) |    |    |    |    |    | 標準的な方法   |
|-----|----------------------|-------------------|----|----|----|----|----|--|
|     |                      | 初回                | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 | 6回 |  |
| すぎ  | 一般柱材生産<br>3,000本/ha植 | 19                | 28 | 35 |    |    |    | 間伐率は、本数又は材積で概ね30%以内とする。<br>間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 |
|     | 優良柱材生産<br>3,500本/ha植 | 19                | 26 | 32 | 39 |    |    |  |
| ひのき | 一般柱材生産<br>3,500本/ha植 | 19                | 27 | 35 | 46 |    |    | 間伐率は、本数又は材積で概ね30%以内とする。<br>間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう、形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 |
|     | 優良柱材生産<br>4,000本/ha植 | 19                | 27 | 35 | 46 | 53 | 60 |  |

2 保育の作業種別の標準的な方法

| 保育の種類 | 樹種  | 実施すべき標準的な林齢及び回数 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |  | 標準的な方法                            |
|-------|-----|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|--|-----------------------------------|
|       |     | 1               | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15                                     |                                   |
| 下刈り   | すぎ  | 1               | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |   |    |    |    |    |    |  | 植栽木が下草より伸長するまで行う。実施時期は、6～8月の間に行う。 |
|       | ひのき | 1               | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |   |    |    |    |    |    |  |                                   |
|       | くぬぎ | 1               | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |   |    |    |    |    |    |  |                                   |
| つる切り  | すぎ  |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    | 2  |    |    | 下刈り終了後、つる類の繁茂状況に応じて行う。実施時期は、6～8月の間に行う。 |                                   |
|       | ひのき |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    | 2  |    |    |  |                                   |
|       | くぬぎ |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    | 2  |    |    |  |                                   |
| 除伐    | すぎ  |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    | 1  | 成育を阻害又は阻害する恐れのある侵入木や形成不良木等を除去する。       |                                   |
|       | ひのき |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    | 1  |  |                                   |
|       | くぬぎ |                 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    | 1  |  |                                   |

3 その他間伐及び保育の基準

特になし

4 間伐を実施すべき森林の立木の収量比数

| 樹種  | 仕立ての方法 | 収量比数 (Ry) | 備考 |
|-----|--------|-----------|----|
| すぎ  | 中仕立て   | 0.80      |    |
|     | 密仕立て   | 0.90      |    |
| ひのき | 中仕立て   | 0.80      |    |
|     | 密仕立て   | 0.90      |    |

注) 収量比数 =  $\frac{\text{森林の立木の単位面積当たりの材積}}{\text{その立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積}}$

第5 要間伐森林の所在並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期に関する事項  
該当なし

第6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林は、水源かん養機能等維持増進森林（第1の2の（2）に示す森林の区分のうち「水土保持林」の区域）及び環境保全機能等維持増進森林（第1の2の（2）に示す森林の区分のうち「森林と人との共生林」の区域）に区分して区域を定める。

(1) 水源かん養機能等維持増進森林（水土保持林）

① 当該森林の区域

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

② 複層林施業を推進すべき森林の区域

①の区域のうち複層林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおり定める。

③ 長伐期施業を推進すべき森林の区域

該当なし

(2) 環境保全機能等維持増進森林（森林と人との共生林）

① 当該森林の区域

当該森林の区域を別表1のとおり定める。

② 風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存すべき森林の区域

該当なし

③ 広葉樹等転換を必要とする森林の区域

該当なし

④ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域

該当なし

- (3) (1) 又は (2) のうち伐採方法その他施業の方法を特定する必要のある森林  
該当なし

## 2 公益的機能別施業森林の区域における施業の方法

### (1) 水源かん養機能等維持増進森林（水土保持林）

#### ① 当該森林の区域における施業の標準的な方法

下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し根系の発達を確保するため、伐期の長期化及び伐採面積の縮小・分散を図るとともに、立地条件に応じて長伐期施業や広葉樹の導入による複層林等へ誘導することとする。

#### ② 複層林施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

当該森林の区域における施業の方法を別表2のとおり定める。

#### ③ 長伐期施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

該当なし

### (2) 環境保全機能等維持増進森林（森林と人との共生林）

#### ① 当該森林の区域における施業の標準的な方法

現存の森林構成を維持するとともに樹種の多様性を増進し、自然環境の保全や景観の維持向上を図ることとする。

#### ② 特に帯状に残存すべき森林の区域における施業の方法

該当なし

#### ③ 広葉樹等転換を必要とする森林の区域における施業の方法

該当なし

#### ④ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域における施業の方法

該当なし

- (3) (1) 又は (2) のうち伐採方法その他施業の方法を特定する必要のある森林  
該当なし

## 3 その他必要な事項

### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

本市において活動する特定非営利活動法人等に対して、施業実施協定をPRするとともに、施業実施協定への参加を促す。

### (2) その他

該当なし

第7 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に示す事項に従って適切な施業を実施することとする。

1 保健機能森林の区域

| 森林の所在                         |   | 森林の林種別面積 (h a) |       |      |      |      |     | 備考 |
|-------------------------------|---|----------------|-------|------|------|------|-----|----|
| 位置                            | 林小班   | 合計             | 人工林   | 天然林  | 無立木地 | 竹林   | その他 |    |
| 西区<br>大字<br>飯盛、<br>吉武、<br>羽根戸 | 91-25～91-85-0-2、<br>93-17-1-1～93-49、<br>94-12-1～94-17、<br>96-19～96-44 | 66.95          | 59.21 | 7.28 | —    | 0.46 | —   |    |

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

| 施業の区分 | 施業の方法                                       |
|-------|---|
| 伐採    | 択伐を原則とする。                                   |
| 造林    | 伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。 |
| 植栽    | 植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう、配慮するものとする。            |

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

森林の保健機能の増進を図るため次に示す施設の整備を推進することとする。

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

| 樹種  | 期待平均樹高 (m) | 備考 |
|-----|------------|----|
| すぎ  | 15m        |    |
| ひのき | 15m        |    |

注) 立木の期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高  
(すでに標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高)

4 その他必要な事項

該当なし



## 第8 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進方向

本市の森林所有者は6,984人で、その97.1%は5ha未満の小規模所有者である。森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等による施業実施協定の締結、不在村森林所有者等からの施業経営の受託の促進及び森林組合など受託する側の育成を図り、森林施業の共同化を推進するものとする。

また、本市の林業労働力の担い手である森林組合の基盤の整備や体制の強化及び作業班の強化など実施体制の整備を図ることとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、自己努力だけで伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難となっている。このため、施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

次に掲げた森林施業共同化重点実施地区において、施業実施協定の締結を促進し、森林組合等へ造林、保育及び間伐等の森林施業の委託を促すことにより、計画的な森林施業を図ることとする。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区座談会等への参加を呼びかけるなど、その地区座談会を通して、また、不在村森林所有者については、市及び森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の必要性について普及啓発し、林業経営参画意欲の拡大を図るとともに、森林施業の共同化を図る。

また、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合へ委託する場合、別に助成する制度を設けるなどの手段により施業実施協定の締結を推進することとする。

### ○ 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

(単位：ha)

| 地区の名称 | 地区の所在     | 区域面積    | 対図番号 |
|-------|-----------|---------|------|
| 福岡団地  | 1~298林班   | 2,996ha | 1    |
| 蒲田団地  | 136~176林班 | 432ha   | 2    |
| 計     |           | 3,428ha |      |

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

ア 森林施業計画を共同で作成する者(以下「共同作成者」という。)は、全員により各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して実施管理を行うこととし、施業は共同で又は意欲ある林業事業者への委託により実施する。

イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施する。

- ウ 共同作成者の一部が共同施業を遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

## 第9 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本市の林家の大部分は経営規模が5ha未満の小規模所有者である。

このため、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、林道、作業路等の路網整備による生産コスト及び労働強度の低減を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林組合においては、作業班の拡充や体質改善を図り、地域林業の担い手として機能を十分発揮できるよう、各種事業の積極的な取り組みや雇用体制の向上に努めることとする。

### 2 林業労働者及び林業後継者の育成方策

#### (1) 林業労働者の育成

林業生産活動の停滞とともに林業就業者の減少及び高齢化が進行しているところであり、適正な森林整備を進めていくためには、人材の確保と育成定着のための労働環境の改善が必要となっている。

本市林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成確保対策を進めることが重要である。

このため、経営者等への雇用管理、研修等の実施や雇用の長期化や社会保険等の加入促進のための普及啓発を行い、林業従事者の技術向上、さらには労働条件の改善に努め、雇用の安定化に努めることとする。

#### (2) 林業後継者等の育成

##### ○ 活動拠点施設の整備

該当なし

### 3 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による経営基盤の強化や、経営の多角化を通じた事業量の拡大を図ることにより組織運営の安定化、近代化を図ることとする。

また、労務班員の労働安全を確保や月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による雇用管理の改善を図り、就業環境の整備に努めることとする。

第10 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

1 林業機械化の促進方向

本市の森林の人工林は担い手不足等により十分な手入れがなされていない森林が増加する傾向にある。

また、林家の経営は零細で、林業就労者の減少及び高齢化の中、林業経営の向上を図るためには、林業機械化は必要不可欠となっており、林道等の基盤整備とともに傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入が重要な課題となっている。

このようなことから、高性能機械の導入、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

2 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

| 作業の種類      |         | 現状(参考)                        | 将来                                     |
|------------|---------|-------------------------------|--|
| 伐倒         | 市内一円    | チェーンソー                        | チェーンソー                                 |
| 造材         | 市内一円    | チェーンソー                        | チェーンソー<br>プロセッサ                        |
| 集材         | 市内一円    | 林内作業車<br>自走式搬器<br>グラップルローダ作業車 | 林内作業車<br>自走式搬器<br>グラップルローダ作業車<br>フォワーダ |
| 造林、<br>保育等 | 地拵え、下刈り | チェーンソー<br>刈払機                 | チェーンソー<br>刈払機                          |
|            | 枝打ち     | 人力                            | 人力<br>動力枝打機                            |

3 林業機械化の促進方策

本市における林業機械の導入状況を見ると、チェーンソー、林内作業車、自走式搬器であり木材生産の効率的な作業体制に至っていない状況である。

そのため、市及び森林組合が共同して高性能林業機械を導入するとともに、オペレーターの養成及び作業チームの育成により効率的な作業システムの確立が重要である。

また、生産性を上げ効率的に稼働させるためには計画的に路網の整備を図る必要がある。

第11 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 作業路網等の整備の方向

作業路の整備は、林道の補完施設として、森林所有者等による主体的な森林施業の実施に不可欠な施設である。森林空間の総合的な利用の推進、森林管理や生活環境の保全

のうえでも重要な役割を果たしている。

さらに、本市のように森林所有形態が小規模である場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路の整備は重要であり、既設の林道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分達せられるようその整備を図ることとする。

## 2 作業路網の整備計画

| 路線名  | 位置      | 延長<br>(m) | 利用施業  |            | 他の路線との関係 |    |    | 対図<br>番号 | 備考 |
|------|---------|-----------|-------|------------|----------|----|----|----------|----|
|      |         |           | 種類    | 数量<br>(ha) | 名称       | 種類 | 箇所 |          |    |
| 平床   | 195     | 400       | 保育・間伐 | 7.0        | 平床線      | 林道 | 1  | 1        |    |
| 深谷   | 102,103 | 200       | 〃     | 5.0        | 深谷線      | 林道 | 1  | 2        |    |
| 鍋谷   | 101     | 200       | 〃     | 5.0        | 鍋谷線      | 林道 | 1  | 3        |    |
| 小釜ヶ谷 | 209     | 200       | 〃     | 5.0        | 小釜ヶ谷線    | 林道 | 1  | 4        |    |
| 今畑   | 214     | 200       | 〃     | 5.0        | 今畑線      | 林道 | 1  | 5        |    |
| 飯場   | 277     | 1,800     | 〃     | 20.0       | 野河内      | 林道 | 1  | 6        |    |
| 曲淵   | 284,285 | 1,300     | 〃     | 15.0       | 県道 56 号  | 県道 | 1  | 7        |    |

## 3 その他森林の整備のために必要な施設の整備計画

| 施設の種類                | 位置     | 規模                | 対図番号 | 備考 |
|----------------------|--------|-------------------|------|----|
| 福岡市森林組合<br>製材工場製品保管庫 | 早良区大字西 | 150m <sup>2</sup> | 1    |    |

### 第12 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし。

### 第13 その他森林の整備のために必要な事項

#### 1 森林施業計画の作成に関する事項

森林施業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア 第3の4の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ 第4の4の間伐を実施すべき森林の立木の収量比数となる場合における立木の材積を超える人工林の適切な間伐

ウ 第6の1の(2)の③の広葉樹等転換を必要とする森林における針葉樹人工林の計画的な広葉樹等への転換

エ 第8の3の共同して森林施業計画を実施する上で留意すべき事項を踏まえた施業等の共同化

2 生活環境の整備に関する事項

中山間地の下水道未整備地区について、山間地域としての諸事情を勘案し、下水道等の整備手法の研究等を行っていく。

3 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

早良区の曲淵ダム・脊振ダム、東区の長谷ダム周辺の集水区域内の森林については、福岡市水道局において、水源かん養機能の向上、乱開発、不法投棄などによる水質汚染防止のため、水源かん養林として計画的に取得する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

油山山系一帯については、「油山市民の森」「自然観察の森」を中心として、身近な森林とのふれあいの場として市民に親しまれており、引き続き当該施設の適正管理とともに市内でも数少ないスギ、ヒノキの展示林としての維持管理に努めることとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

油山山系の「油山市民の森」「自然観察の森」においては、大人から子供まで幅広い人々を対象に、自然観察会、林床整理等の林業体験等を開催し、森林・林道の現状や働き、生活との関わり等についての啓発、普及を行うこととする。

また、山・川・海は一体的な生態系であり、森林から供給される水が豊かな漁場を育んでいることから、漁業・林業関係者、市民等による植林を行う「森と海の再生交流事業」に取り組む。

福岡市水道局では、市内ダム周辺の水源林において、水と水を育む森林の大切さを理解してもらうため、企業・市民団体・森林ボランティア団体等と共働による水源林の育成を進めていく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

本市には一級河川がなく、過去2度にわたって深刻な渇水を経験しており、市域外のダムへの依存度が特に大きい。このため、平成9年度から平成18年度までの10年間積み立てた福岡市水道水源かん養事業基金を活用し、水源林の整備や水源地域との交流事業などに取り組み、水源かん養機能の向上や水源地域の活性化を図っていく。

(3) その他

該当なし

## 6 その他

### (1) 森林施業に関する技術及び知識の普及、指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関及び森林組合との連携を密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

### (2) 森林病虫害防除に関する事項

本市における松林は、都市における景観や市民の貴重な緑地として、また、防風・防砂など市民の生活環境の保全に重要な役割を果たしている。よって、県森林林業技術センター、県、森林組合等との連携を密にしながら森林病虫害防除等を継続し、健全な森林の育成に努めることとする。

### (3) 市有林の整備に関する事項

本市では、現在、約670haの市有林及び約1,061haの分収林を有しており、健全な森林の育成に努めることとする。

### (4) その他

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

別表1 公益的機能別施業森林の区域

| 区 分                                 | 森 林 の 区 域                                     |           | 面積 (h a) |
|-------------------------------------|---|-----------|----------|
|                                     | 林 班   | 小 班       |          |
| (1)水源かん養機能等<br>維持増進森林<br>(水土保全林)    | 3~6,8~14,16~46,48~51,<br>53~59,61,64~80,83,84 |           | 7,817.77 |
|                                     | 85  | 1~22-3    |          |
|                                     | 86~165,169,171~173,<br>175~176,178~299        |           |          |
| (2)環境保全機能等<br>維持増進森林<br>(森林と人との共生林) | 1,2,7,15,47,52,60,62,63,81,<br>82             |           | 443.38   |
|                                     | 85  | 26-0-1~45 |          |
|                                     | 166~168,170,174,177                           |           |          |

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定する森林の区域

| 区 分                                    | 森 林 の 区 域 |     | 面積(ha)            | 施 業 の 方 法 |  |
|--|-----------|-----|-------------------|-----------|--|
|  | 林 班       | 小 班 |                   |           |  |
| 別<br>表<br>1<br>の<br>(1)<br>の<br>森<br>林 | 複層林施業     | 252 | 98-1-0            | 11.70     | <p>上層木の林齢が概ね標準伐期齢以上に達した段階で、伐採率30%程度の択伐を実施して下層木を植栽する。</p> <p>植栽樹種は、すぎ、ひのきとし、択伐後2年以内に当計画において定めた人工造林の植栽を基準として、択伐材積の比率に応じた本数を植栽する。</p> <p>下層木の適確な生育を確保するため、必要に応じて間伐を行い、一定の蓄積が常に維持される間伐率とする。</p> <p>保育については、当計画において定めた標準的な方法に従って行う。</p> |
|  |           | 252 | 98-4-0~<br>98-5-0 |           |  |
|  |           | 276 | 5-1-1~<br>5-8-4   |           |  |





## (附) 參考資料



(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

|            | 年次    | 総数        |         |         | 0~14歳   |         |         | 15~29歳  |         |         |
|------------|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|            |       | 計         | 男       | 女       | 計       | 男       | 女       | 計       | 男       | 女       |
| 実数<br>(人)  | 平成7年  | 1,284,795 | 624,622 | 660,173 | 205,266 | 104,645 | 100,621 | 341,671 | 175,387 | 166,284 |
|            | 平成12年 | 1,341,470 | 647,816 | 693,654 | 191,092 | 97,545  | 93,547  | 347,585 | 176,141 | 171,444 |
|            | 平成17年 | 1,401,279 | 673,097 | 728,182 | 187,960 | 96,133  | 91,827  | 315,022 | 158,029 | 156,993 |
| 構成比<br>(%) | 平成7年  | 100.0     | 48.6    | 51.4    | 16.0    | 8.1     | 7.8     | 26.6    | 13.7    | 12.9    |
|            | 平成12年 | 100.0     | 48.3    | 51.7    | 14.2    | 7.3     | 7.0     | 25.9    | 13.1    | 12.8    |
|            | 平成17年 | 100.0     | 48.0    | 52.0    | 13.4    | 6.9     | 6.6     | 22.5    | 11.3    | 11.2    |
|            | 年次    | 30~44歳    |         |         | 45~64歳  |         |         | 65歳以上   |         |         |
|            |       | 計         | 男       | 女       | 計       | 男       | 女       | 計       | 男       | 女       |
| 実数<br>(人)  | 平成7年  | 272,526   | 133,621 | 138,905 | 318,999 | 152,378 | 166,621 | 146,333 | 58,591  | 87,742  |
|            | 平成12年 | 278,038   | 135,012 | 143,026 | 342,176 | 164,092 | 178,084 | 182,579 | 75,026  | 107,553 |
|            | 平成17年 | 313,371   | 151,336 | 162,035 | 355,192 | 170,965 | 184,227 | 213,380 | 86,319  | 127,061 |
| 構成比<br>(%) | 平成7年  | 21.2      | 10.4    | 10.8    | 24.8    | 11.9    | 13.0    | 11.4    | 4.6     | 6.8     |
|            | 平成12年 | 20.7      | 10.1    | 10.7    | 25.5    | 12.2    | 13.3    | 13.6    | 5.6     | 8.0     |
|            | 平成17年 | 22.4      | 10.8    | 11.6    | 25.3    | 12.2    | 13.1    | 15.2    | 6.2     | 9.1     |

(注)1. 資料は国勢調査とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 総数の計の( )内には各年次の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

|            | 年次    | 総数      | 第1次産業 |       |       |       | 第2次産業       |      | 第3次産業   |
|------------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------------|------|---------|
|            |       |         | 農業    | 林業    | 漁業    | 小計    | うち木材・木製品製造業 |      |         |
| 実数<br>(人)  | 平成7年  | 631,289 | 5,266 | 50    | 1,218 | 6,534 | 118,148     | 537  | 506,607 |
|            | 平成12年 | 648,664 | 3,978 | 73    | 1,041 | 5,092 | 110,027     | 390  | 533,545 |
|            | 平成17年 | 628,936 | 4,133 | 62    | 829   | 5,024 | 94,167      | —    | 529,745 |
| 構成比<br>(%) | 平成7年  | 100.0   | 0.83% | 0.01% | 0.19% | 1.0%  | 18.7%       | 0.1% | 80.2%   |
|            | 平成12年 | 100.0   | 0.63% | 0.01% | 0.16% | 0.8%  | 17.4%       | 0.1% | 84.5%   |
|            | 平成17年 | 100.0   | 0.65% | 0.01% | 0.13% | 0.8%  | 14.9%       | —    | 83.9%   |

(注)1. 資料は国勢調査とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(2) 土地利用

|            | 年次    | 総土地面積  | 耕地面積  |       |     |     |     |    |   | 草地面積   | 林野面積   |     |        | その他面積 |
|------------|-------|--------|-------|-------|-----|-----|-----|----|---|--------|--------|-----|--------|-------|
|            |       |        | 計     | 田     | 畑   | 樹園地 |     |    | 計 |        | 森林     | 原野  |        |       |
|            |       |        |       |       |     | 果樹園 | 茶園  | 桑園 |   |        |        |     |        |       |
| 実数<br>(ha) | 平成2年  | 33,639 | 3,148 | 2,599 | 391 | 158 | 144 | —  | — | 11,179 | 11,125 | 54  | 19,312 |       |
|            | 平成12年 | 33,829 | 2,478 | 2,043 | 336 | 99  | 99  | —  | — | 11,342 | 11,292 | 50  | 20,009 |       |
|            | 平成17年 | 34,060 | 1,885 | 1,547 | 263 | 75  | —   | —  | — | 11,226 | 11,151 | 75  | 20,949 |       |
| 構成比<br>(%) |       | 98.8   | 9.2   | 7.6   | 1.1 | 0.5 | 0.4 | —  | — | 32.8   | 32.7   | 0.2 | 56.7   |       |
|            |       | 100.0  | 7.3   | 6.0   | 1.0 | 0.3 | 0.3 | —  | — | 33.5   | 33.4   | 0.1 | 59.1   |       |
|            |       | 100.0  | 5.5   | 4.5   | 0.8 | 0.2 | —   | —  | — | 33.0   | 32.7   | 0.2 | 61.5   |       |

(注)1. 資料は国勢調査とする。

2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

3. 「林野面積」について調査が行われない年次については空欄とする。

4. 「草地面積」は、「永久牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除く。

(3) 森林転用面積

| 年次    | 総数  | 工場・事業場用地 | 住宅・別荘用地 | ゴルフ場レジャー用地 | 農用地 | 公共用地 | その他 |
|-------|-----|----------|---------|------------|-----|------|-----|
|       | ha  | ha       | ha      | ha         | ha  | ha   | ha  |
| 昭和55年 | 154 | —        | 127     | —          | 25  | 2    | —   |
| 平成2年  | 456 | 28       | 186     | 11         | 4   | 109  | 118 |
| 平成12年 | 232 | 18       | 82      | 13         |     | 72   | 47  |

- (注) 1. 資料は農林業センサスによる。  
 2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

| 保有形態 | 総面積      |         | 立木地     |         |         | 人工林率(B/A) |       |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-------|
|      | 面積(A)    | 比率      | 計       | 人工林(B)  | 天然林     |           |       |
| 総数   | ha       | %       | ha      | ha      | ha      |           |       |
|      | 10737.08 | 100.0%  | 9887.82 | 6137.86 | 3749.96 | 57.2%     |       |
| 国有林  | 2475.93  | 23.1%   | 2455.91 | 773.25  | 1682.66 | 31.2%     |       |
| 公有林  | 計        | 2132.21 | 19.9%   | 2076.7  | 1845.95 | 230.75    | 86.6% |
|      | 都道府県有林   | 234.38  | 2.2%    | 231.82  | 231.38  | 0.44      | 98.7% |
|      | 市町村有林    | 1567.29 | 14.6%   | 1519.94 | 1304.79 | 215.15    | 83.3% |
|      | 財産区有林    | 330.54  | 3.1%    | 324.94  | 309.78  | 15.16     | 93.7% |
| 私有林  | 6128.94  | 57.1%   | 5355.21 | 3518.66 | 1836.55 | 57.4%     |       |

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画も市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計して記入する。  
 2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に( )書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。  
 3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

|            | 年次    | 私有林合計 | 不在(市町村)者の森林所有面積 |                |                  |                 |
|------------|-------|-------|-----------------|----------------|------------------|-----------------|
|            |       |       | 在(市町村)者所有面積     | 計              | 県内               | 県外              |
| 実数<br>(ha) | 昭和55年 | 8,168 | 6,318           | 1,850          | 1,281            | 569             |
|            | 平成2年  | 7,338 | 5,684           | 1,654          | 1,165            | 489             |
|            | 平成12年 | 6,813 | 6,382           | 431            | 258              | 173             |
| 構成比<br>(%) | 昭和55年 | 100   | 77.40           | 22.65<br>(100) | 15.68<br>(69.24) | 6.97<br>(30.76) |
|            | 平成2年  | 100   | 77.50           | 22.54<br>(100) | 15.88<br>(70.44) | 6.66<br>(29.56) |
|            | 平成12年 | 100   | 93.70           | 6.33<br>(100)  | 3.79<br>(59.86)  | 2.54<br>(40.14) |

- (注) 1. 資料は農林業センサスとする。  
 2. 年次は公表されている最近3回の調査年次とする。  
 3. 構成比( )は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積 (単位:ha)

| 区分   | 齢級別      |           |           |           |           |            |            |
|------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|      | 総計       | 1・2<br>齢級 | 3・4<br>齢級 | 5・6<br>齢級 | 7・8<br>齢級 | 9・10<br>齢級 | 11齢級<br>以上 |
| 民有林計 | 7,431.91 | 110.81    | 284.26    | 617.75    | 751.15    | 2,303.65   | 3,364.29   |
| 人工林  | 5,364.61 | 101.43    | 265.24    | 578.07    | 698.81    | 1,748.72   | 1,972.34   |
| 天然林  | 2,067.30 | 9.38      | 19.02     | 39.68     | 52.34     | 554.93     | 1,391.95   |

(備考)

- (注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として記入する。  
2. 備考欄には主要樹種別の面積比を記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

| 面積規模   | 林業経営体 |          |    |             |     | (単位:戸) |
|--------|-------|----------|----|-------------|-----|--------|
| 保有山林なし | 1     | 10~20ha  | 28 | 100~500ha   | 9   |        |
| 3ha未満  | 3     | 20~30ha  | 9  | 500~1,000ha | 2   |        |
| 3~5ha  | 59    | 30~50ha  | 6  | 1,000ha以上   | 2   |        |
| 5~10ha | 51    | 50~100ha | 5  | 総数          | 175 |        |

(注) 資料は農林業センサスとする。

⑤ 林道の状況

| 区分    | 路線数 | 延長   | 林道にかかる<br>利用区域面積 | 林道密度 |
|-------|-----|------|------------------|------|
|       |     | km   | ha               | m/ha |
| 国有林林道 | 4   | 9.4  | 2747             | 3.4  |
| 民有林林道 | 86  | 84.5 | 8261             | 10.2 |

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額 (単位:100万円)

|         |                |           |
|---------|----------------|-----------|
| 総生産額(A) |                | 6,805,025 |
| 内訳      | 第1次産業          | 8,293     |
|         | うち林業(B)        | 100       |
|         | 第2次産業          | 682,166   |
|         | うち木材・木製品製造業(C) | —         |
|         | 第3次産業          | 6,466,833 |
| (B+C)/A |                | 0.00%     |

(注) 資料は県調査統計課「県民経済・市町村民経済計算報告書(平成21年3月)」平成18年度数値。

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

(平成19年12月31日現在)

|                | 事業所数  | 従業者数(人) | 現金給与総額(万円) |
|----------------|-------|---------|------------|
| 全製造業(A)        | 1,041 | 23,974  | 8,298,078  |
| うち木材、木製品製造業(B) | 13    | 163     | 48,460     |
| B/A            | 1.2%  | 0.7%    | 0.6%       |

(注) 1. 再近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。  
3. 木材、木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

## (6) 林業関係の就業状況

(平成21年4月1日現在)

| 区 分         | 組合・事業者数 | 従 業 者 数 |        | 備 考             |
|-------------|---------|---------|--------|-----------------|
|             |         |         | うち作業員数 |                 |
| 森 林 組 合     | 1       | 19      | 5      | (名称:福岡市森林組合)    |
| 生 産 森 林 組 合 | 9       |         |        | (名称:内野生産森林組合ほか) |
| 素 材 生 産 業   | 3       |         |        |                 |
| 製 材 業       | 9       |         |        |                 |
| 森 林 管 理 署   |         |         |        |                 |
|             |         |         |        |                 |
| 合 計         |         |         |        |                 |

## (7) 林業機械等設置状況

| 区 分         | 総数    | 地方公共団体 | 森林組合 | 会社 | 個人    | その他 | 備 考                         |
|-------------|-------|--------|------|----|-------|-----|-----------------------------|
| 集材機         | 0     |        |      |    |       |     |                             |
| モノケーブル      | 0     |        |      |    |       |     | ジグザグ集材施設                    |
| リモコンウインチ    | 0     |        |      |    |       |     | 無線操縦等による木寄機                 |
| 自走式搬器       | 1     |        | 1    |    |       |     | リモコン操作による巻上げ搬器              |
| モノレール       | 0     |        |      |    |       |     | 懸垂式含む                       |
| 運材車         | 1     |        | 1    |    |       |     | 林内作業車                       |
| ホイールタイプトラクタ | 0     |        |      |    |       |     | 主として索引式集材用                  |
| クローラタイプトラクタ | 0     |        |      |    |       |     | 上記でクローラタイプのもの               |
| 育林用トラクタ     | 0     |        |      |    |       |     | 主として地拵等の育林作業用               |
| 苗畑用トラクタ     | 0     |        |      |    |       |     |                             |
| フォークリフト     | 2     |        | 2    |    |       |     |                             |
| フォークローダ     | 0     |        |      |    |       |     |                             |
| 動力枝打機       | 0     |        |      |    |       |     | 自動木登り式                      |
| "           | 0     |        |      |    |       |     | 背負い式等の上記以外のもの               |
| クレーン        | 0     |        |      |    |       |     | トラッククレーン、ホイールクレーン、グラップルクレーン |
| クレーン付きトラック  | 1     |        | 1    |    |       |     | 上記でクレーン付きのもの                |
| トラクタショベル    | 0     |        |      |    |       |     | 搬出、育林等にかかる土工用               |
| ショベル系掘削機    | 1     |        | 1    |    |       |     | 搬出、育林等にかかる土工用               |
| チェンソー       | 342   | 2      | 5    |    | 330   | 5   | 伐木、造材用                      |
| 刈払い機        | 675   | 2      | 2    |    | 670   | 1   | 携帯式刈払い機                     |
| 植穴掘機        | 0     |        |      |    |       |     |                             |
| 動力枝打機       | 0     |        |      |    |       |     |                             |
| 計           | 1,023 | 4      | 13   | 0  | 1,000 | 6   |                             |

## &lt;高性能機械&gt;

|          |   |   |   |   |   |   |                 |
|----------|---|---|---|---|---|---|-----------------|
| フェラーバンチャ | 0 |   |   |   |   |   | 伐倒、木揃用の自走式      |
| スキッド     | 0 |   |   |   |   |   | 索引式集材車両         |
| プロセッサ    | 0 |   |   |   |   |   | 枝払、玉切用自走式       |
| ハーベスタ    | 0 |   |   |   |   |   | 伐倒、枝払、玉切、集積用自走機 |
| フォワーダ    | 0 |   |   |   |   |   | 積載式集材車両         |
| タワーヤーダ   | 0 |   |   |   |   |   | タワー付き集材機        |
| グラップルソー  | 0 |   |   |   |   |   | 巻立・玉切り自走式機械     |
| 計        | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |                 |

(注)1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

## (8) 林産物の生産概況

| 種類       | 素材             | チップ | 苗木 | しいたけ |       | なめこ | たけのこ   |        | 木炭    |
|----------|----------------|-----|----|------|-------|-----|--------|--------|-------|
|          |                |     |    | 乾    | 生     |     | 加工     | 背果     |       |
| 生産量      | m <sup>3</sup> | トン  | 千本 | kg   | kg    | kg  | kg     | kg     | kg    |
| 生産額(百万円) | 1,387          | 604 |    | 0    | 2,140 | 751 | 77,838 | 24,142 | 2,000 |
|          | 28.6           | 4.6 |    |      |       |     |        |        |       |

(注)1. 最近1年間の生産について記入する。

2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。